調査票（除去土壌の収集運搬及び保管）

1　概要

施設名称	中央台仮置場（大熊町）	調査日	令和８年９月 16 日

2　調査事項

（１）放射性物質汚染対処特措法に基づく除去土壌の収集運搬基準（第 57 条）

調査事項	要求事項		特記事項
	無	有	
一（特定廃棄物の収集運搬基準の準用）			
一　収集運搬の方法 イ　人の健康又は生活環境に係る被害の防止 ロ　飛散・流出・漏出防止措置 ハ　雨水浸入防止措置 ニ　悪臭・騒音・振動防止措置 ホ　他の物との区分	■	□	
二　運搬施設における生活環境保全上必要な措置	■	□	
三　収納容器（飛散・流出・悪臭漏れのおそれないもの）	■	□	
四　運搬車を用いる場合 イ・ロ　車体外側への表示（識別しやすい文字色） （１）除去土壌の運搬車である旨（約 5cm 以上） （２）運搬者の名称（約 3cm 以上） ニ　車両表面から 1m 離れた位置の空間線量率（100μSv/h 以下） ホ　事故時の応急措置に必要な器具等の携行	■	□	
七　次の事項の記録の作成（運搬終了後 5 年間保存） イ　運搬した除去土壌の量 ロ　運搬開始・終了年月日、運搬担当者の氏名、積載場所・運搬先の名称・所在地、運搬車ナンバー	■	□	
二　必要事項書面等の備え付け ・　運搬受託者である旨を証する書面（委託契約書） ・（下請の場合）再委託先であることを証する書面 （１）運搬者の名称・住所・代表者氏名 （２）運搬する除去土壌の量 （３）運搬開始年月日 （４）積載場所・運搬先の名称・所在地・連絡先 （５）除去土壌を取り扱う際の注意事項 （６）事故時の応急措置	■	□	

調査票（除去土壌の収集運搬及び保管）

（２）放射性物質汚染対処特措法に基づく除去土壌の保管基準（第 58 条）

調査事項	要求事項		特記事項
	無	有	
一（指定廃棄物の保管基準の準用）			
二　飛散・流出防止措置 イ　容器収納又はこん包等 ロ　保管高さの制限（屋外かつ容器不使用の場合）	■	□	
三　汚水による公共の水域等の汚染防止措置	■	□	
四　雨水・地下水の浸入防止措置	■	□	
五　悪臭発散の防止措置	■	□	
七　除去土壌以外の物との混合防止措置	■	□	
十　放射線障害防止措置（立入防止、放射線遮蔽等）	■	□	
二　場所の要件 周囲への囲いの設置	■	□	
三　掲示板 次の要件を備えた掲示板の設置 イ　縦横それぞれ 60㎝ 以上であること ロ　次の事項を表示したものであること (1) 除去土壌の保管の場所である旨 (2) 緊急時における連絡先 (3) 保管高さ（屋外かつ容器不使用の場合）	■	□	
四　地下水の水質検査（測定・記録）	~~□~~	~~□~~	今回確認せず
五　保管場所等境界における放射線量の測定・記録	~~□~~	~~□~~	今回確認せず
六　次の事項の記録の作成（保管場所廃止まで保存） イ　保管した除去土壌の量 ロ　保管した除去土壌ごとの保管開始・終了年月日、受入先・持出先の場所の名称・所在地 ハ　除去土壌を引き渡した担当者・引渡しを受けた担当者の氏名・運搬車ナンバー ニ　施設に係る測定、点検、検査その他の措置	■	□	

３ 調査時の様子

	
積込前の荷台の状況（溢水対策） 異常なし	積込前の荷台の状況（雨水の吸水作業） 異常なし
	
除去土壌の保管状況 異常なし	除去土壌の積下ろし作業 異常なし